

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>付 則 （他の法律による給付との調整）</p> <p>第4条〔略〕 2～6〔略〕</p> <p>7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当が支給されている場合において、この手当の支給を受ける者又はこの手当の支給の対象となる児童（この手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、<u>同法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付とみなしたならば、この手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</u></p>	<p>付 則 〔同左〕</p> <p>第4条〔略〕 2～6〔略〕</p> <p>7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当が支給されている場合において、この手当の支給を受ける者又はこの手当の支給の対象となる児童（この手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、<u>同法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付とみなしたならば、この手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童扶養手当法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（支給要件）</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、<u>母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するとき、当該児童については、</u></p>	<p>〔略〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、<u>母に対する手当にあつては児童が第1号から第8号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号から第4号まで又は第10号から第13号までのいずれかに該当するとき、養育者に対する</u></p>

支給しない。

(1) 〔略〕

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。

(3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号八に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(4) 母の配偶者（前項第1号八に規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

(5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号八に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるとき

手当にあつては児童が第1号から第7号まで又は第9号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

(1) 〔略〕

(2) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

(3) 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

(4) 〔同左〕

(5) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

(6) 〔同左〕

(7) 〔同左〕

(8) 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

(9) 父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

(10) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

(11) 〔同左〕

を除く。

- (6) 父の配偶者（前項第1号八に規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。

3 〔略〕

第13条の2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

- (1) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- (2) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、
- (3) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、
- (4) 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前

(12) 〔同左〕

(13) 母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

3 〔略〕

〔新設〕

の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる  
とき。ただし、その全額につきその支給が  
停止されているときを除く。

(2) 遺族補償等（父又は母の死亡について  
支給されるものに限る。）を受けること  
ができる場合であつて、当該遺族補償等  
の給付事由が発生した日から6年を経過  
していないとき。

【施行期日】平成26年12月1日